

人権のつどい・研究集会 講師一覧

年度		人権のつどい		研究集会	
1993	H5	岩国 久彌 (日本文化史研究所)	条例施行と国際人権		
1994	H6	チカupp美恵子	アイヌ民族問題		
1995	H7	喜納 昌吉			
1996	H8	アグネス・チャン			
1997	H9	山城 新伍			
1998	H10	三門 忠司			
1999	H11	ピーター・フランクル		ジェネシス	車椅子ダンス
2000	H12	ジェームス・三木		太鼓集団「潮」	太鼓演奏
2001	H13	海原 しおり		旭堂小南陵	心のぬくもり
2002	H14	劇団「つるはら」		渡辺千賀子	小さな手のひらコンサート
2003	H15	今里 哲		渡辺千賀子 市民合唱団	コンサート
2004	H16		未開催		映画「新ちゃんがないた」
2005	H17		未開催	NPO法人 ゆまにて	まちづくり講演会
2006	H18	金 香百合		Hanna	ゴスペル音楽
2007	H19	前川 裕美	盲導犬グレースとともに	福井達雨 止揚シスターズ	命 イキイキと輝いて いる者
2008	H20	中村 敦夫	講演会	野口 道彦(市大)	同和問題
2009	H21	野田 淳子	いのちが輝く社会を	リポート山中・稲本直	トーク&ライブ
2010	H22	叶 麗子		肥下 彰男(西成高校)	反貧困学習
2011	H23	村崎修二・耕平	猿まわし	友永 健三	水平社創立90周年 DVD「調べられた土地」
2012	H24	内海 敦子 Kayo	母と娘で奏でるアル パ	金 香百合	すべての人が幸せ元 気に生きる秘訣
2013	H25				

差別撤廃条例 10周年記念

泉佐野市

歌とおしゃべりで
やさしさ、楽しさを感じて下さい。

市及び市民は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、「すべての国民が基本的な権利を享有し、法の下での平等」を保障している日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とした世界人権宣言を基本理念とし、部落差別をはじめ、在日外国人、障害者、女性等への差別など、あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図り、差別をしない、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努めるため、この条例を制定する。

(泉佐野市差別撤廃条例「前文」より)

人権を考える 市民のつどい

12月2日(火)
午後6時から

泉の森ホール

とき

ところ



今里 哲
いま さと てつ

●記念公演

「今里 哲

おしゃべり

シャンソン」

演奏 吉田幸生カルテット

一時保育【要予約】

2才以上就学前まで

申込み多数の場合は
先着順とさせていただきます。

入場
無料

12月4日～10日は人権週間です

泉佐野市差別撤廃条例
10周年記念

人権を考える市民のつどい

2003年12月2日(火)

泉の森ホール
～午後5時30分開場～

第1部 式典

市内小中学校児童生徒の人権
作文の発表

第2部 記念公演

「今里 哲おしゃべりシャンソン」

演奏 吉田幸生カルテ



今里 哲(いまだとてつ)

プロフィール

大阪市出身。在日韓国人でゲイのシャンソン歌手。
横浜のコンピュータ会社を退職後、岐阜大学教育学部へ。
6年半で中退し、スナックを経営するが店を売ってパリへ。
1987(昭和62)年、後援会テッチャンクラブが発足し、シャン
ソン歌手としてデビュー。
自分史パンフレット「私の人生バラバラ薔薇ん」、CD「青春の墜落」
をリリースし、そのファッションブルな衣装、熱い歌唄、軽妙な
おしゃべりで全国を放浪中。

泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別 をなくすことをめざす条例 1993年12月1日施行

南及び市民は、開明的な人権尊重の潮流を踏まえ、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下の平等」を保障している日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とした世界人権宣言を基本理念とし、部落差別をはじめ、在日外国人、障害者、女性等への差別など、あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図り、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努めるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、重大な社会問題である部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人権の尊厳が侵されていることに鑑み、根本的かつ速やかにあらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの参加による人権擁護都市の建設をめざし、もって差別のない明るい国際都市・泉佐野市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的推進)

第4条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、集の振興、産業の安定、教育文化の向上及び人権擁護等の施策を、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(実態調査等の実施)

第5条 市は、施策の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に際し、実態調査等を行うものとする。

(啓発活動の充実)

第6条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、啓発媒体の活用、人権啓発指導者の養成及び人権関係団体等との協力関係の強化など、きめ細やかな啓発事業の取り組みと啓発活動の充実を、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくす施策を効果的に推進するため、国・南及び人権関係団体等との連携を強め、推進体制の充実に努めるものとする。

主催/泉佐野市・泉佐野市人権を守る市民の会 後援/泉佐野市教育委員会

お問い合わせは 泉佐野市人権推進課 ☎0724-63-1212まで

泉佐野市差別撤廃条例

泉佐野市では、1993年12月1日「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例(差別撤廃条例)」を施行し、一切の差別をなくす取り組みを進めています。

第15回泉佐野市人権研究集会の特別予算

理由 人権啓発活動泉州地域ネットワーク協議会主催の地域活性化事業の当番が今年度泉佐野市となり、前回当番であった11年前にも当該事業を人権研究集会で実施しており、今回も人権研究集会で実施する計画で予算が承認された。

全体会講師謝金	344,000円
チラシ・ポスター印刷製本費	168,000円

※ただし、主催者名に、人権啓発活動泉州地域ネットワーク協議会を加える必要がある。